第百四十八条第二項第一号	収益の分配	収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当（第百四十条の二第一項第一号に規定する特定公社債等運用投資信託の受益権に係るものに該当するものを除く。）	
第百四十八条第三項の表第二項の項	第百四十八条第二項第一号	租税特別措置法施行令第五条第五項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百四十八条第二項第一号	
	法第六十九条の二第一項	租税特別措置法第九条の六の四第四項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第六十九条の二第一項	
第百四十八条第三項の表第三項の項	第百四十八条第二項第一号	租税特別措置法施行令第五条第五項の規定により読み替えられた第百四十八条第二項第一号	
	（法	（租税特別措置法第九条の六の四第四項の規定により読み替えられた法	
第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法第九条の六の四第四項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第八十一条の十五の二第一項	
第百五十五条の三十六第二項第一号	収益の分配	収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当（第百四十条の二第一項第一号に規定する特定公社債等運用投資信託の受益権に係るものに該当するものを除く。）	
第百五十五条の三十六第二項の表第一号の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	租税特別措置法施行令第五条第五項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十六条の三十六第二項第一号	
	（法	（租税特別措置法第九条の六の四第四項の規定により読み替えられた法	
第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	租税特別措置法施行令第五条第五項の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号	
	（法	（租税特別措置法第九条の六の四第四項の規定により読み替えられた法	
第百五十五条の四十四第一項	係る法	係る租税特別措置法第九条の六の四第四項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法	

第百五十五条の四十五の二	、法	、租税特別措置法第九条の六の四第四項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法	
第百五十五条の四十五の二第一号	おける法	おける租税特別措置法第九条の六の四第四項の規定により読み替えられた法	
第百五十五条の四十五の二第一号イ	第百五十五条の三十六第二項第一号（	租税特別措置法施行令第五条第五項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号（	
第百五十五条の四十五の二第一号イ及び(2)	第百五十五条の三十六第二項第一号	租税特別措置法施行令第五条第五項の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号	
第百九十二条の二	第六十九条の二第一項	法第六十九条の二第一項	
	第百四十四条の二の二第一項	租税特別措置法第九条の六の四第四項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百四十四条の二の二第一項	
第二百一条の二第二項	法第百四十四条の二の二第一項	租税特別措置法第九条の六の四第四項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第百四十四条の二の二第一項	
第二百一条の二第二項第一号	収益の分配	収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当（第百四十条の二第一項第一号に規定する特定公社債等運用投資信託の受益権に係るものに該当するものを除く。）	
第二百一条の二第三項の表第二項の項	第二百一条の二第二項第一号	租税特別措置法施行令第五条第五項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第二百一条の二第二項第一号	
	（法	（租税特別措置法第九条の六の四第四項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法	
第二百一条の二第三項の表第三項の項	第二百一条の二第二項第一号	租税特別措置法施行令第五条第五項の規定により読み替えられた第二百一条の二第二項第一号	
	（法	（租税特別措置法第九条の六の四第四項の規定により読み替えられた法	

6　法第九条の六の四第四項の規定の適用がある場合における地方法人税法施行令の規定の適用については、同令第三条の二第一項から第三項まで及び第四条第三項第一号中「法人税法施行令」とあるのは、「租税特別措置法施行令第五条第五項の規定により読み替えられた法人税法施行令」とする。